

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中、「同規則別表第四に掲げる大学及び同規則別表第五に掲げる県立病院」を削る。

第十一条第一項に次の一号を加える。

八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機その他これに類する物を飛行させること。

別表中「観光プロモーション課長」を「ならの観光力向上課長」に、「子育て支援課長」を「女性活躍推進課長」に改める。

第二号様式中 「7 ストーブ、電熱器その他これに類する器具を使用すること。」を「7 ストーブ、電熱器その他これに類する器具を使用すること。」を

8

「7 ストーブ、電熱器その他これに類する器具を使用すること。」に改める。

無人航空機その他これに類する物を飛行させること。」

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。